

# 東日本大震災津波復興特別委員会現地調査結果の要点

## 宮城県執行部、宮城県議会との意見交換の要旨

### 1 用地取得について

- (1) 用地所有者、相続人調査の業務量が膨大であるものの、用地担当職員が少ない上に、ベテラン職員の退職により経験者が少ないため、従前のスピードで処理することが困難な状況にある。[宮城県、岩手県]
- (2) このような状況の解決策として、平成 25 年度から、用地交渉を補償コンサルタントに委託することとしたが（平成 25 年 4 か所、平成 26 年度 29 か所）、委託により新たに管理業務が発生するため、委託すればするほど業務量が増加するという悪循環に陥り、必ずしも解決策の決定打にはなっていない。[宮城県]

### 2 JR線の鉄路復旧について

- (1) 国に対しては、JR東日本が求める公的支援を被災沿線自治体が負担することは困難であることから、国が全額負担するよう、継続して要望していくこととしている。[宮城県、岩手県]
- (2) さらに、JR東日本に対しては、鉄路での復旧までの間、BRTなど代替交通による利便性の確保を要望している。[宮城県、岩手県]

### 3 応急仮設住宅の備品譲渡について

- (1) 応急仮設住宅入居者に対する備品の無償譲渡について、新たな入居が見込まれない住宅の不要な備品で、入居者が住宅再建等に向け利活用を希望する場合は、公益上の必要があるものとして無償譲渡することとしている（平成 26 年 3 月 27 日に関係市町村に通知）。[宮城県]
- (2) 対象となる備品は、エアコン、照明器具、暖房器具（ストーブ、コタツ等）、ガスコンロ、カーテン、消火器等となっている。[宮城県]

※ 岩手県でも、当現地調査後に応急仮設住宅入居者に対する備品の無償譲渡に関する要領を定め、平成 26 年 7 月 24 日に関係市町村に通知した。

### 4 放射能対策について

- (1) 8,000 ベクレル超の指定廃棄物については、国が責任を持って処理をすることになっており、処分施設の建設候補地として宮城県内で3か所が選定されたが、いずれの自治体も建設に賛同していないため、事前の調査もできない状況にある。[宮城県]
- (2) 8,000 ベクレル以下の廃棄物については、発生した場所でそれぞれ保管されており、保管場所が課題となっている。宮城県内の自治体からは、8,000 ベクレル以下の廃棄物についても、指定廃棄物と同様に国で処理をしてほしいとの意見がある。[宮城県]

## 現地調査の概要

別紙のとおり。